平成30年 6月25日

川崎市議会議長 松 原 成 文 様

幸区在住者 ほか1,121名

所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに関する請願

請願趣旨

労働に対し対価を得ることは当然のことですが、白色申告事業主の家族従業者は、所得税法第56条により、「働き分」(自家労賃)を税法上、必要経費に算入しないとされています。

所得税法第56条は人権問題です。事業主の申告時、配偶者は86万円、それ以外の家族は50万円が控除されるのみです。実働時間でみれば、最低賃金からもかけ離れており社会的にも経済的にも自立できない状況を生んでいます。

世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は2016年(平成28年)「所得税法第56条が女性の経済的自立を妨げている」と所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。

「所得税法第56条廃止を求める意見書」は現在497を超える自治体で採択されています。国会でも財務大臣が「丁寧に検討していく」と答弁しました。

中小零細企業の人権が保障され、税法上も民法、労働法、社会保障上でも家族従業者の人権が保障され地位向上につながります。

政令指定都市である本市からこの古い家父長制度に基づく、所得税法第56条 廃止の意見書を国に上げていただきたく、請願するものであります。

請願項目

1 所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書を上げてください。

紹介議員

石 田 和 子